

水道料金の見直しについて

●問い合わせ／水道課業務係

【現行料金】 (単位：円、消費税8%を含む)

用途	基本料金(1月につき)		水量料金(円／1立方メートルにつき)		
	メーターの口径 (ミリメートル)	金額(円)	水量区分(立方メートル)		
			10以下	11以上20以下	21以上
家事用	13	1,058.4	162	226.8	248.4
	20	1,058.4			
	25	2,052			
	40	4,417.2			
	50	9,320.4			
	75	16,340.4			
業務用	13	1,058.4	162	226.8	291.6
	20	1,058.4			
	25	2,052			
	40	4,417.2			
	50	9,320.4			
	75	16,340.4			
農業用	13	1,058.4	140.4		
	20	1,058.4			
	25	2,052			
	40	4,417.2			
	50	9,320.4			
	75	16,340.4			
浴場営業用			91.8		
臨時用			486		

【改定料金(案)】 (単位：円、消費税8%を含む)

用途	基本料金(1月につき)		水量料金(円/1立方メートルにつき)		
	メーターの口径 (ミリメートル)	金額(円)	水量区分(立方メートル)		
			10以下	11以上20以下	21以上
家事用	13	1,112.4	162	237.6	259.2
	20	1,112.4			
	25	2,160			
	40	4,633.2			
	50	9,784.8			
	75	17,161.2			
業務用	13	1,112.4	162	237.6	324
	20	1,112.4			
	25	2,160			
	40	4,633.2			
	50	9,784.8			
	75	17,161.2			
農業用	13	1,112.4	162	237.6	151.2
	20	1,112.4			
	25	2,160			
	40	4,633.2			
	50	9,784.8			
	75	17,161.2			
浴場営業用			97.2		
臨時用	メーターを 使用するとき	1,112.4	529.2		

改定案のポイント

- 全体の料金水準を約5.6%引き上げ
- 料金の算定期間は平成29年度から平成33年度の5年間
- 料金体系は『基本料金』と使用水量に応じて賦課する『水量料金』の二部料金制。用途区分の変更はなし
- 水量料金は浴場営業用と臨時用を除く各用途の20㎡までを統一
- 借入金を減らし企業債残高の抑制を図る
- 今後の設備投資においては、極力借入れを少なくし、支払利息と企業債残高を抑制
- 産業支援など政策的なものについては、一般会計で負担

適正原価に基づく料金水準の引き上げ

厚岸町の水道事業の現状や経営状況について皆さんにお知らせしてきたシリーズ『厚岸町の水道』。第3回は、将来にわたって安全で安心な水道水を皆さんに継続して提供していけるよう、厚岸町水道事業経営審議会の答申内容や前回の料金改定時の議会での付帯決議など踏まえて作業を進めてきた、水道料金の見直しについてお知らせします。

水道事業経営審議会の答申を踏まえ、平成29年度から平成33年度までの5年間で水道料金の算定期間として、この期間に必要な営業費用と老朽施設の更新に係

る費用などを合わせた適正な原価（水道料金で賄う総収入額）を算定しました。今後5年間の収入の見込みを試算すると、水道料金で賄う総収入額は14億8230万円になります。この必要な収入額に対し、現行料金での収入見込額は1億4215万円で、約3億4千万円が収入不足となります。これを水道料金だけで賄うとすると、約30%の水道料金の改定が必要です。

しかし、水道事業経営審議会で『5%から10%程度の引き上げが負担の限界』と答申があったことから、水道料金値上げによる町民生活や経済活動への影響を考慮し、水道料金の改定案では、全体で約5・6%の引き上げに抑えることで進めています。

水道料金の改定案

左ページの表は、現在の水道料金と改定後の水道料金案です。料金体系はこれまでと同じ、使用メーターの口径による『基本料金』と、使用した水量に応じて賦課する『水量料金』の二部料金制です。用途区分の変更はありません。

基本料金は、どのメーター口径においても約5%の改定としています。臨時用については、これまで基本料金は設けていませんでしたが、メーターを使用する場合は口径にかかわらず13㍓および20㍓と同額の基本料金としています。

水量料金は、10立法メートルまでの料金を据え置き、11立法メートル以上の料金について改定としています。

農業用の水量料金はこれまで一律でしたが、20立法メートルまでは家事用や業務用と同額としています。

家事用の主な使用水量別料金は下の表のようになります。

【家事用水道料金】 ※メーター口径13mm・20mmの場合

使用水量	金額		改定額	改定率
	現行	改定案		
5㎡	1,860円	1,920円	60円	3.2%
10㎡	2,670円	2,730円	60円	2.2%
15㎡	3,810円	3,920円	110円	2.9%
20㎡	4,940円	5,100円	160円	3.2%

産業支援等に該当する修繕費などについては一般会計で負担

前回の水道料金改定に係る条例に対する議会の付帯決議『産業支援等の政策的配慮は町全体の課題であり、今後十分に検討すべき』を踏まえ、産業支援等に該当する修繕費などは、毎年約1千万円を一般会計で負担します。これにより水道料金以外の収入を確保でき、水道料金の改定と一般会計の負担により、水道事業の収支の見込みは赤字から黒字となり、設備に投資できる財源も増加します。

安全・強靱・持続

耐用年数が40年を迎える老朽化した水道管の更新と、重要な水道管である基幹管路の耐震化が大きな課題です。水道水を安定的に供給し続けるには、水道管を徐々に更新しながら、給水を支える機器類も更新していく必要があります。

水道料金の改定と一般会計負担による収入の確保、借入金の抑制による費用の節減などで収支の改善を図り、安全で強靱、持続性のある事業経営を目指します。

水道料金改定に向けた条例改正案を議会に提案

9月12日から行われた第3回定例会に、来年4月からの水道料金を改定する水道事業給水条例の改正案を提案しました。議会では条例審査特別委員会を設置し、継続して審議することになりました。